

個人番号（マイナンバー）について

家庭裁判所の手続では、個人番号（マイナンバー）は必要ありません。

書類（住民票、源泉徴収票など）を提出する場合は、個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。

仙台家庭裁判所

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）施行により、住民票、源泉徴収票などに個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）が記載された書類等が発行されることがあります。

家庭裁判所では、手続の関係で番号法に基づくマイナンバーが必要になることは原則としてありません。また、マイナンバーによって当事者を検索したり、本人を特定することはありません。

住民票、源泉徴収票などをご提出されるときは、マイナンバーの記載のない書類をご提出ください。

【Q&A】

Q どうしてマイナンバーの記載されている書類を提出してはいけないのですか。

A 家庭裁判所の手続において、マイナンバーが記載された書類が必要となることは原則としてありません。

マイナンバーは、個人情報として非常に大切なものですから、手続に必要な情報だけを家庭裁判所で知ることが適切ではないと考えられます。したがって、家庭裁判所にはマイナンバーの記載のない書類をご提出いただけますようお願いいたします。

なお、マイナンバーの記載のない書類の取得方法は、書類の発行機関にお問い合わせください。

Q やむを得ずマイナンバーの記載のある書類を提出する場合はどうすればよいのですか。

A 書類の当該箇所を黒く塗り潰したコピーを提出してください。